

【公益通報制度について】

学校法人京都文教学園では、本法人が設置する学校その他の教育・研究機関（以下「本法人」という。）の業務に関して、法令又は本法人が定める諸規程に違反する行為（以下「違法行為等」という。）を早期に発見し是正措置を講じることにより、本法人の教育・研究及び管理運営の健全な発展に資することを目的として、学外に通報受付窓口を設置しています。

【公益通報者（利用者の範囲）】

- (1) 本法人と雇用関係にある教職員（退職後1年以内の者を含む。）
- (2) 本法人への派遣労働者（派遣終了後1年以内の者を含む。）
- (3) 本法人が委託した業務に従事する取引事業者の労働者（退職後1年以内の者を含む。）及び当該取引事業者への派遣労働者（派遣終了後1年以内の者を含む。）
- (4) 本法人の役員
- (5) 本法人が委託した業務に従事する取引事業者の役員

【通報内容】

本法人の業務に関して、違法行為等がなされている（またはなされようとしている）場合に通報を受け付けます。内容については、虚偽、他人の誹謗中傷、その他の不正な目的によるものを除きます。

なお、以下の通報・相談窓口は別に設置されていますので、専用の窓口を利用してください。

[ハラスメントに関する相談](#)

[京都文教大学公的研究費の不正使用防止・研究活動の不正行為防止に関する通報・相談](#)

[京都文教短期大学公的研究費の不正使用防止・研究活動の不正行為防止に関する通報・相談](#)

【通報の方法】

電子メールにより受け付けます。公益通報受付シートをご利用ください。 * [公益通報受付シート](#)

【通報窓口】

弁護士法人 河原町総合法律事務所 担当：向井（むかい）弁護士

メールアドレス hmukai●kawaso-lo.com

※送信時は●を@に変えてください。

※件名に【学校法人京都文教学園公益通報】と記載してください。

【通報に際して】

通報を行ったことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。

事実関係調査のためにも出来る限り実名による通報をお願いします。匿名の場合にも、通報窓口担当者との間で双方向でのやり取りができる連絡手段（フリーアドレスメール等）を知らせてください。匿名で連絡が取れず、通報内容等の確認ができないときは、通報に係る事実の調査や是正措置ができないことがあります。

【規程について】

[学校法人京都文教学園公益通報等に関する規程](#)